

加賀市医療提供体制推進委員会 女性アドバイザー部会設置要綱

平成24年7月23日

(設置)

第1条 本市の統合新病院建設基本計画の策定において、女性医療従事者の視点を反映させることを目的に、加賀市医療提供体制推進委員会（以下「委員会」という。）に、女性アドバイザー部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、女性医療従事者に関する事項について調査検討し、委員会へ報告する。

(組織)

第3条 部会は、委員12人以内をもって組織する。

2 部会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 地域医療の代表者

(2) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の部会は、市長が招集する。

2 部会長は、部会の会議の議長となる。

3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 部会は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対

し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、医療提供体制推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。